

**JSG ニュースレター**

**COVID-19 予防対策に伴う**

**法務対応に関する最新情報**

**【連載第 7 回】労働組合のある企業における**

**労働法令上の注意事項**

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

台湾国内では新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大が続き、多くの産業に深刻な影響を及ぼしています。そこで、労働法令の理解・確認に努め、効果的な危機対策、労働紛争の防止に積極的に取り込む企業を支援するために、徳勤商務法律事務所は、「コロナ禍における労働法令に関してよくある企業からのご質問 10 個」を連載企画としてまとめました。第 7 回となる今回は「労働組合のある企業における労働法令上の注意事項」を解説いたします。

労働者に法的に付与される労働三権には、「団結権」「団体交渉権」「争議権」があり、関連する基本的な権利は、「労働組合法（中国語：工會法）」「団体協約法」「労使紛争処理法（中国語：勞資爭議處理法）」等の法律に定められています。労働組合が組織されている企業は、労働組合に関する法律の規定に注意する必要があり、労働者の権益に関わる事項の変更を行うにあたり、労働組合の役割と機能を尊重することが望まれます。例えば、雇用主は、従業員の労働時間および賃金の削減を検討する場合、労働組合との協議を行ったうえ、個々の労働者と協議し、合意を得る必要がある、とされています。変形労働時間制、労働時間の延長、女性の夜間

労働、残業時間の上限の調整、交替勤務制の休憩時間の変更または法定休日の調整等の事項について、《労働基準法》では、原則として労働組合の同意を得なければならないとされ、《団体協約法》にも労使双方が信義則に基づいて協議を行う義務がある旨の規定があり、労働組合と雇用主はともに、信義則に基づく協議の下、団体交渉を行わなければならない、任意に拒否することはできません。また、《労働検査法》では、労働検査において検査員が労働組合の代表者に対するヒヤリングおよび調査を行う場合、雇用主は拒否、忌避または妨害等をしてはならない、とされています。

《労働組合法》では、労働組合に加入した労働者を保護するために、第 35 条に、雇用主または雇用主を代表して管理権を行使する者は、「1. 労働者が労働組合の組織、労働組合への加入、労働組合の活動への参加または労働組合の職務を担当することにより、雇用の拒否、解雇、降格・異動、減給またはその他の不利な取り扱いをすること、2. 労働者または求職者に対し、労働組合に加入しないこと、または労働組合の職務を担当しないことを雇用条件とすること、3. 労働者が団体交渉を申し入れる、または団体交渉に関連する事務に関与していることにより、雇用の拒否、解雇、降格・異動、減給またはその他の不利な取り扱いをすること、4. 労働者が団体行動に参加している、または支持していることにより、解雇、降格・異動、減給またはその他の不利な取り扱いをすること、5. 労働組合の結成、組織または活動に不当な影響を与える、妨害する、または制限すること」等を行ってはならないと定められています。当該規定に違反する解雇、降格・異動または減給をした場合、その行為は無効とされ、同法第 45 条により、これに対する行政処罰として、最高 30 万元以下の過料に処されるので、注意する必要があります

## 寄稿者紹介



陳彥勳 / Justin Y. Chen  
中華民国弁護士/日本外国法事務弁護士  
Tel: +886 (2) 2725-9968 #3088  
email: [justinchen@deloitte.com.tw](mailto:justinchen@deloitte.com.tw)

台湾大学法学部・政治学部卒、日本東北大学大学院、台湾大学管理学院 EMBA 修了。日本の外国法事務弁護士（台湾法）に登録。日系企業に対して M&A、投資、IPO、訴訟対応、会社法、労働法等幅広いリーガルサービスを提供。「Legal 500」の Dispute Resolution、税法、コーポレート・M&A 等あらゆる分野で高い評価を獲得。



Get in touch

[過去のニュースレターはこちら](#)

[台湾 JSG のホームページはこちら](#)

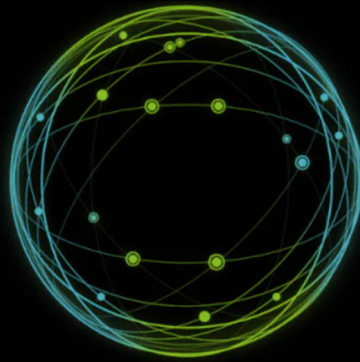


Deloitte とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド ("DTTL") ならびにそのひとつまたは複数のメンバーファームおよびその関連事業体を指します。DTTL の全世界の各メンバーファームならびにその関連する事業体はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/about](http://www.deloitte.com/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、DTTLのメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関連事業体は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北および東京などの100を超える都市でサービスを提供しております。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。Deloitteならびに各メンバーファームおよびそのネットワーク組織(“Deloitte ネットワーク”)は、本資料により特定の第三者に専門的意見やサービスを提供しているとみなすことはできません。いかなる決定または企業の財務もしくは企業自身に影響を与える可能性を有する行動を取る前に、適切な専門家にご相談ください。Deloitte ネットワークのいかなる事業体も本資料の利用者がこれらに依拠することにより被った損失について一切責任を負わないものとします。

©2021 勤業眾信版權所有 保留一切權利



## 日商組新聞稿

### 防疫法律快遞

#### 【系列 7】成立工會之企業 應注意之勞動法令事項

今年新冠肺炎 ( Covid-19 ) 本土疫情逐步衝擊臺灣各產業領域，為協助企業積極了解與確認勞動法令，有效因應危機且預防紛爭，德勤商務法律團隊彙整規畫《疫情下企業常見的十項勞動法令問題》，【系列 7】成立工會之企業應注意之勞動法令事項。後續將陸續提出其他勞動法令問題供企業參考。

法律賦予勞工勞動三權，分別為「團結權」、「集體協商權」及「爭議權」，相關基本權利規定於「工會法」、「團體協約法」及「勞資爭議處理法」等法律當中。有成立工會之企業，應注意有關工會之法律規定，於涉及公司勞動權益變動時，宜尊重工會之角色及功能。例如雇主如欲減少員工之工時及工資，宜先與工會協商，並與個別勞工達成合意。而就變形工時、延長工時、女性夜間工作、調整加班上限、輪班變更休息時間或例假調整等事項，《勞動基準法》規定原則應經工會同意。《團體協約法》內亦規定勞資雙方的誠信協商義務，工會與雇主均有依誠信協商原則進行團體協約協商，不得任意拒絕。《勞動檢查法》規定於勞動檢查時，檢查員對工會代表為詢問及調查時，雇主亦不得為拒絕、規避或妨礙等。

須注意的是，《工會法》為保護加入工會之勞工，於第 35 條規定雇主或代表雇主行使管理權之人不得有以下行為，包含：「一、對於勞工組織工會、加入工會、參加工會活動或擔任工會職務，而拒絕僱用、解僱、降調、減薪或為其他不利之待遇。二、對於勞工或求職者以不加入工會或擔任工會職務為僱用條件。三、對於勞工提出團體協商之要求或參與團體協商相關事務，而拒絕僱用、解僱、降調、減薪或為其他不利之待遇。四、對於勞工參與或支持爭議行為，而解僱、降調、減薪或為其他不利之待遇。五、不當影響、妨礙或限制工會之成立、組織或活動。」，如有因此為解僱、降調或減薪，其行為應屬無效。同法第 45 條並有相對應行政裁罰，最高可處三十萬元以下罰鍰，不可不慎。

## 作者簡介



陳彥勳 / Justin Y. Chen

中華民國律師/外國法事務辯護士(日本)

Tel: +886 (2) 2725-9968 #3088

email: [justinchen@deloitte.com.tw](mailto:justinchen@deloitte.com.tw)

台灣大學法律系學士、政治系學士、日本東北大學碩士、台灣大學管理學院 EMBA。陳彥勳律師提供日台企業併購及投資、IPO、商業糾紛、公司法及勞動等之法律諮詢及爭議處理，具日本「外國法事務辯護士」資格。在 Legal 500 評比中，陳彥勳律師於 Dispute Resolution、Tax、Corporate and M&A 等項目中皆獲得高度肯定。



Get in touch

日商組新聞稿之歷史消息 [請點這](#)

日商組官方網站 [請點這](#)



Deloitte 泛指 Deloitte Touche Tohmatsu Limited (簡稱“DTTL”)，以及其一家或多家會員所及其相關實體。DTTL 全球每一個會員所及其相關實體均為具有獨立法律地位之個別法律實體，DTTL 並不向客戶提供服務。請參閱 [www.deloitte.com/about](http://www.deloitte.com/about) 了解更多。

Deloitte 亞太(Deloitte AP)是一家私人擔保有限公司，也是 DTTL 的一家會員所。Deloitte 亞太及其相關實體的成員，皆為具有獨立法律地位之個別法律實體，提供來自 100 多個城市的服務，包括：奧克蘭、曼谷、北京、河內、香港、雅加達、吉隆坡、馬尼拉、墨爾本、大阪、首爾、上海、新加坡、雪梨、台北和東京。

本出版物係依一般性資訊編寫而成，僅供讀者參考之用。Deloitte 及其會員所與關聯機構(統稱“ Deloitte 聯盟”)不因本出版物而被視為對任何人提供專業意見或服務。在做成任何決定或採取任何有可能影響企業財務或企業本身的行動前，請先諮詢專業顧問。對信賴本出版物而導致損失之任何人，Deloitte 聯盟之任一個體均不對其損失負任何責任。

© 2021 勤業眾信版權所有 保留一切權利